

一般社団法人日本蚕糸学会 支部設置規程

(平成 24 年 3 月 17 日改正)

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本蚕糸学会
(以下、この法人という) 定款第 43 条に定める
支部の設置に関し必要な事項を定めるものである。

(支部の設置)

第 2 条 この法人に 5 支部を置く。

(支部の名称と地区)

第 3 条 支部の名称およびその地区は次のとおり
とする。

東北支部：北海道・青森県・秋田県・山形県・
岩手県・宮城県・福島県

中部支部：長野県・新潟県・富山県・石川県・
山梨県

東海支部：静岡県・愛知県・岐阜県・三重県

関西支部：和歌山県・奈良県・福井県・滋賀
県・京都府・大阪府・兵庫県・岡山県・広島県・
島根県・鳥取県・山口県・徳島県・香川県・愛媛
県・高知県

九州支部：福岡県・長崎県・佐賀県・熊本県・
大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

(新たな支部の設置や支部の廃止等)

第 4 条 支部を新たに設置する場合、廃止する場
合、またはその地区を変更する場合には当該地区
に属する正会員の総意をもって、必要に応じて関
係支部間で協議の上、その申出により理事会でこ
れを決定する。

(支部の構成員)

第 5 条 支部は地区内に在住する日本蚕糸学会会
員をもって組織する。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1 この規程は一般社団法人日本蚕糸学会設立の
登記の日から施行する。